

**「点滴用キシロカイン 10%の取り扱いについて」  
がん性疼痛治療における供給継続の注意**

平成17年10月6日

平成17年3月29日に厚生労働省から各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区长あてに「点滴用キシロカイン10%取り扱いについて」の通知(医政発第0329002号、薬食発第0329005号)が出されました。

**厚生労働省からの通知(抜粋)**

点滴用キシロカインについては、濃度の異なる製剤との取り違い事故が複数報告されていることを受け、2005年3月末日に10%キシロカインの製品を販売中止とすることになっていた。しかし、がん性疼痛治療における供給継続の必要性から、2005年9月未まで暫定的措置として、条件を満たす場合のみ供給されることになった。その目的と手順は次のとおりである。

1. がん性疼痛治療に限り使用する。
2. 使用医療機関は、当該製剤の適切な管理をおこなう旨の確約を販売元に提出する。

なお、販売中止以降も在庫を継続使用する場合は、救急カートを含め、救急部を含む全外来、病棟等から標記製剤を撤廃するなど厳重な保管・管理・使用等取り扱いを職員に周知徹底すること。

**「点滴用キシロカイン 10%」供給の条件(販売元 アストラゼネカ社より)**

1. 規定の要望書を提出した医療機関に限定
2. 要望書に必要な主な内容
  - 1) 安全基準の遵守(薬品管理・運用・啓発)
  - 2) 目的外使用・持ち出し・譲渡禁止
  - 3) 使用基準の遵守

この通知を踏まえ、施設の医療安全に関わる部署と連携して、10%キシロカイン製剤についての医師・看護師・薬剤師の関与を含めた管理方法・手順等についてご検討ください。

**平成17年9月30日の厚生労働省からの通知(医政発第0930001号、薬食発第0930006号)**

医療機関における使用実態等を勘案し、供給停止する期限を本年10月末とした。